

松江市上下水道局建設工事成績評定評価委員会規定

(趣旨)

第1条 この規定は、松江市上下水道局に設置する建設工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(評価委員会の事務)

第2条 評価委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 上下水道部長が検査員を指名する工事で、松江市上下水道局建設工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知にかかる事項
- (3) その他工事成績評定の運用にかかる事項

(評価委員会の委員及び組織)

第3条 評価委員会は次のもので構成する。

- (1) 上下水道部長
- (2) 施設整備課長
- (3) 総務課長
- (4) 当該工事を主管する課長
- (5) 当該工事を担当する総括監督員
- (6) 検査員

2 評価委員会の委員長は、上下水道部長とする。

3 施設整備課長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(評価委員会の招集)

第4条 評価委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

(評価委員会の庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、上下水道部総務課が行う。

附 則

この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。